

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 4 年 3 月 2 4 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

令和4年3月24日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

市來利恵議員は、療養中のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○福山議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、9番、大上正春議員、5番、奥田富代子議員、6番、尾和正之議員、14番、増田浩二議員、4番、田中宏幸議員、以上6名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問するため、増田浩二議員から、資料等印刷物の配布許可の申出がありましたので、会議規則第148条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配付しています。ご了承願います。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第55条の規定により、質問、答弁とも簡明に行うようお願いいたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問を行います。

今議会では、新型コロナウイルス関連について、PCR検査について、避難行動要支援者についての3点お伺いいたします。

最初に、新型コロナウイルス関連について質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症拡大が進む中、日々医療の最前線で患者さんの治療にご尽力をいただき、また新型コロナウイルスワクチン接種においてご尽力いただいております医療関係者の皆様に、改めて敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

さて、去年は全国各地で新型コロナワクチン接種が進み、新規感染者も減少傾向

に転じ、和歌山県においても、12月2日から年末まで新たな感染者が確認されていませんでした。しかし、今年に入ってから、全国各地で人の動きが活発化し、社会経済活動が動き始めたことにより、全国各地でオミクロン株の感染者が急増し、特に東京都の1日当たりの感染者が2万人を超え、和歌山県においても、1月には1日の新規感染者数が、毎日のように過去最高を更新し、本年2月20日において感染者が延べ2万人を超えるなど、いまだに感染が拡大しています。

また、1月7日、沖縄、山口、広島にまん延防止等重点措置が適用されて以降、全国各地でまん防が適用され、ついには和歌山県においても3月6日までまん防が適用されるなど、第6波の到来となっています。この第6波は、第5波を上回るスピードで急拡大しており、依然として終息の糸口が見えない状況にあり、これまでにない感染爆発となっています。

そこでお尋ねいたします。1点目、感染者の流行を押さえ込める集団免疫を獲得できる数値については、WHOの発表であります。ワクチン接種率70%になる必要があると言われております。当市のワクチン接種対象者は12歳以上で約4万8,000人でありましたが、現在、当市のワクチン接種の状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に2点目、10代の接種率についてであります。10代の接種率につきましては、様々な副作用があると報道されており、また保護者の同意も必要となります。そこでお尋ねいたします。先ほども申し上げましたが、WHOの発表では、接種率70%以上になる必要があると言われております。そのため当市における10代の目標接種率はどのくらいとしているのでしょうか。そして、現在、12歳から19歳の10代接種率はどのような状況になっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に3点目、教職員及び5歳以上のワクチン接種についてであります。以前は、子供たちの間で感染しにくく、感染しても無症状に終わることも多いと言われていましたが、新たな変異株であるオミクロン株の広がりにより状況が一変し、当市においても保育所の臨時休園や小学校の臨時休校、またスポーツ少年団では大規模なクラスターとなるなど、子供の感染者が増加してきています。

そのような中、国では1月末に、5歳から11歳までの子供のワクチン接種については、3月から接種できるような方針が出されていますが、保護者からは子供の情報が少ない、情報の氾濫、何を信じてよいか分からなく不安である、副反応などの不安がある、かかりつけ医に聞いて判断したいといった意見をよく聞きます。

そこでお尋ねいたします。5歳以上11歳未満のワクチン接種については、希望さ

れるたくさんの子供さんに接種していただくことが最重要課題であると考えますので、ワクチン接種についての市の見解をお尋ねいたします。

そして、ワクチン接種に際しては、いつからどのような方法で実施しようとしているのでしょうか。また、市内の小中学校では、1月17日から1月24日まで全校一斉休業になっており、その後も学級閉鎖が続いている状況となっています。

そこでお尋ねいたします。教職員のワクチン接種状況はどのような状況になっているのでしょうか、お伺いします。

次に4点目、小中学校における基本的感染防止対策については、文部科学省から学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが出ています。その中で、毎朝の検温と健康観察表の記入や小まめな手洗いの励行等がありますが、当市の小中学校における基本的感染防止対策はどのように行っているのでしょうか、お伺いいたします。また、岩出独自の感染対策があればお答えください。

次に5点目として、昨年1人1台パソコンが導入され、休業等の場合、自宅に持ち帰らせたパソコンを通して、学校が再開するまでの期間、宿題を出すなど、自宅学習に活用したと聞いていますが、先般、新聞等で課題もあったとの報道もされていました。当市ではどのような課題があったのか、また今後の改善点について、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員ご質問の1番目、新型コロナウイルス関連についての1点目、現在、当市のワクチン接種の状況はにつきましては、3月7日時点で1回目の接種者は4万201人で83.3%、2回目は3万9,929人で82.7%、3回目は1万1,261人で23.3%となっております。

なお、和歌山県内の市町村におきまして、3月14日時点の岩出市の3回目接種率は、9市中最下位であり、今後、より一層の周知啓発を進め、接種率の向上に努めてまいります。

市議会議員各位におかれましては、ご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて2点目、10代の目標接種率と現在の接種率につきましては、目標接種率を設定するに当たり、10代の中でも努力義務が課されていない11歳以下と12歳以上を分けて考える必要がございます。11歳以下の子供につきましては、保護者の同意が必要であり、努力義務が課されていないことから、目標の設定は考えておりませ

んが、対象となる方全員に接種券の送付を完了しており、希望する方が接種できるよう取り組んでまいります。12歳以上19歳以下の2回目までの初回接種の目標につきましては、おおむね70%と想定しております。3回目の接種も同様に70%です。

また、現在の接種率につきましては、10代のうち12歳以上では3月7日時点で、1回目の接種者は3,100人で69.4%、2回目は3,042人で68.1%です。

なお、3回目の接種は、現在18歳及び19歳のみを対象としており、接種者は18人で1.5%となっております。この年齢層では、接種券を受け取ってからの日が浅く、日が早くても1か月半程度と短いことが1.5%という接種率に影響していると考えられます。11歳以下につきましては、開始直後につき未集計でございます。

3点目の教職員及び5歳以上のワクチン接種についての方針と接種方法については、教職員につきましては、2回目の接種を終了している方から順次3回目の接種案内を送付しており、接種方法としては、エッセンシャルワーカー対象の集団接種を2月に実施したほか、一般の集団接種や個別接種も実施しております。2月の集団接種では242名の教職員が接種しております。また、5歳から11歳までの子供につきましては2月28日に接種券を発送し、3月7日から市内の小児科医療機関4か所で接種を開始したところです。集団接種はなく、個別接種のみとなります。

なお、接種状況につきましては、各医療機関からの報告が後日となるため、現在取りまとめている段階であり、先ほども申し上げましたとおり、現時点では不明です。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 福岡議員の4点目、5点目についてお答えいたします。

まず4点目、小中学校における基本的感染防止対策についてであります。基本的には、文部科学省発行の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づく対策を継続して実施してございます。

具体的には、各家庭で毎朝の検温と健康観察用の記入をしてからの登校、校内に入る前のサーモグラフィによる検温の実施、小まめな手洗いの励行、体育と給食時以外は、教職員、児童生徒全員マスク着用、教室の窓を対角に10センチ程度開ける常時換気と休憩時間には窓を全開にしての一斉換気、これについて冬場は防寒着の着用を許可してございます。給食につきましては、配膳する者を最低限にし、食事中は黙食、残食は給食センターで回収、飛沫感染防止のため、児童生徒の机、パーティションの設置等を実施してございます。

次に5点目についてであります。パソコンを持ち帰っての学習には、大きく分

けてタブレットドリルによる個別学習とオンラインによる学習の二通りの学習ができるように進めてございます。オンラインによる学習につきましては、現在全ての家庭がインターネットに接続できる環境ではございませんので、オンラインによるミーティングや短時間の授業を試験的に行っているところでございます。

W i - F i 環境がない家庭への対策として、今議会におきましてご承認いただきました令和3年度一般会計補正予算（第8号）におきまして、貸出し用のルーターの購入費を計上しておりましたので、早急に対応してまいります。

その他の課題としましては、小学校低学年では、児童1人でオンラインに接続することが難しい場合があること、また自宅には通信環境が整ってはいるが、祖父母宅に預けられた場合に通信環境がない場合がある、こういったことが上げられております。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 4点について再質問いたします。

1点目として、国では当初2回目接種後、8か月後に3回目接種を行うよう発表されていきました。しかし、自治体の判断で、例外的に6か月以上経過も可能とする方針が出されています。今後、市民が感染しないため、またクラスターを発生させないためにも、早期のワクチン接種が求められています。つきましては、本市として、3回目のワクチン接種についてはどのような方法で行っているのでしょうか。

2点目として、12歳から19歳の10代の2回目接種率が68.1%との答弁がありましたが、ワクチン接種は強制ではなく、最終的には、あくまでもご本人が納得した上で接種する努力義務となっており、また先ほどの答弁では、目標接種率が70%と想定していることから、接種率が少ないかと思われました。現在、市内放送でワクチン接種に向けた広報啓発を行っていますが、子供や10代の接種率向上に向けた取組が、再度必要ではないかと思えます。市として、市内放送以外でどのような方法を考えているのでしょうか。

3点目として、3回目のワクチン接種は、たしか18歳以上が対象となっていると思いますが、12歳から17歳の方はどのようなになるのでしょうか。

4点目として、小学校における基本的感染防止対策において、市内の小中学校で陽性者が発生した場合、どのような対応を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員の再質問にお答えします。

まず1点目の3回目のワクチン接種についてはどのような方法で行うのかについてでございますが、3回目の接種は、18歳以上の市民を対象に、令和3年12月より開始しました。現在、各医療機関での個別接種と総合保健福祉センターでの集団接種を並行して進めております。個別接種では、半数以上の医療機関でファイザー社のワクチンを使用する一方、一部の医療機関でモデルナ社のワクチンを使用し、集団接種におきましてはモデルナ社のワクチンを使用しております。

続きまして、2点目の従来接種率向上に向けた取組について、どのような方法を考えているのかについてでございますが、接種率向上に向けた取組としましては、接種勧奨チラシを3月号広報に同封したほか、スーパー、ドラッグストア等にポスター掲示と併せチラシの配置を依頼しております。また、市ウェブサイトにも関連記事を掲載し、周知啓発に努めております。このうち5歳から11歳までの子供に対する接種については、厚生労働省のウェブサイトにリンクしております。

3点目の再質問、12歳から17歳までの方のワクチン接種はどのようなようになるのかについてでございますが、現時点では国から具体的な接種方針等は示されておられません。早ければ本年4月から、12歳以上17歳以下の方に対する追加接種が、予防接種法上の予防接種に位置づけられる見込みであり、各都道府県や市町村にも接種体制の準備を進めるよう、3月11日付で厚生労働省健康局健康課予防接種室から事務連絡がございました。

なお、昨日、厚生労働省の専門部会が開かれまして、アメリカファイザー社製の新型コロナウイルスワクチンを12歳から17歳への3回目接種に使用することが了承されました。取扱いを示した添付文書を見直し、本日開かれます厚生労働科学審議会での検討を経て、早ければ4月から公費による接種が始まる予定になっております。

市といたしましては、国の動向を注視し、準備していくとともに、追加接種の方針が固まり次第、円滑な実施に向け対応してまいります。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 再質問の4点目、学校内で感染者が出た場合の対応についてお答えいたします。

児童生徒や教職員に感染者が確認された場合の対応としましては、岩出保健所と協議を行い、臨時休業や学級閉鎖等の必要性を判断いたします。特にオミクロン株

の蔓延以来、その感染力の強さから、これまで以上の早急な対応が求められるようになってございます。

岩出保健所の方針としましては、学級内に感染者が確認された場合、発症から48時間遡って、他の児童生徒との接触があった場合は、最終接触日の翌日から数えて5日間の学級閉鎖措置としており、感染者の療養期間、濃厚接触者の自宅待機期間についても岩出保健所の指示となります。

療養期間中の感染者への健康観察につきましては、岩出保健所において電話等で行われ、発症の翌日から10日後に症状がなければ日常生活が再開可能ということになってございます。

閉鎖となった学級や教室周辺の消毒につきましては、その都度、実施しております。また、閉鎖となった学級で、感染者以外の児童生徒や教職員については、市が実施しているPCR検査を行い、感染の拡大防止に努めているところでございます。

なお、感染や濃厚接触、学級閉鎖等により出席停止となっている期間の学校給食費につきましては、3月の引落日分で精算させていただくこととしてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 2番目、PCR検査について質問を行います。

最近になってから5歳以上の子供のワクチン接種ができるようになりましたが、従来からはワクチン接種ができない子供を守る手段は、PCR検査しかないとの判断もあり、多くの家庭で不安を感じていたという声もよく聞きます。

新型コロナウイルス感染症は、家庭内感染が多く、大人から子供への感染がほとんどであると報道されていきました。しかし、現在のオミクロン株では、子供の感染が多くなり、先ほども申し上げましたが、スポーツ少年団がクラスターとなるなど、子供の感染も拡大している状況です。仮に感染が確認された場合、クラスターの発生防止するためにもPCR検査は効果的であると考えます。そうしたことから、本市においても、2月3日から岩出市臨時PCR検査センターを設置し、ドライブスルー方式にて無料検査が実施されています。

そこでお尋ねいたします。1点目、県の施策として、薬局等でPCR検査等無料化事業を実施されていますが、今回、市としてPCR検査の実施に至った経緯と検

査方法並びに事業費についてお伺いいたします。

2点目、このPCR検査の実施に当たって、市民の反応はどのように把握しているのでしょうか。

3点目、PCR検査の実施については、現在どのような状況になっているのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 福岡議員、2番目のご質問、PCR検査についての1点目、PCR検査を実施するに至った経緯と検査方法並びに事業費についてです。

臨時PCR検査は、感染者の増加に伴い、保健所によるPCR検査の実施範囲が縮小されたことから、市独自の対策として、市内の保育所や幼稚園、小中学校等で陽性者が出た場合、希望する園児、児童生徒及び職員に対し無料で実施するものがあります。検査方法については、ドライブスルー方式で唾液の採取を行い、外部機関に検査を委託しています。事業費については、総額で540万円を見込んでおり、その財源は全額国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

2点目の市民の反応ですが、学校等を通じ、無料でPCR検査を受けられた上、陰性が確認できて不安が解消したとのご意見をいただいております。

3点目のPCR検査実施状況についてです。2月3日から随時実施しており、3月17日までに8回、延べ408人の検査を実施いたしました。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点再質問いたします。

1点目として、PCR検査の効果、成果をどのように捉えているのでしょうか、お伺いいたします。

2点目として、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査の検体採取は、医師が行う医療行為になると思います。そのため本市で実施しているPCR検査はドライブスルー形式によるものですが、医師の適切な関与の下で行われているのでしょうか、お伺いいたします。

3点目として、今まで実施したPCR検査の結果、陽性者を確認したことがあったのでしょうか。また、仮に陽性者を確認した場合、どのように対応されるのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 福岡議員の再質問にお答えします。

まず1点目、臨時PCR検査の効果、成果については、検査を受けることにより感染拡大の未然防止に加え、感染不安者の検査費用負担の軽減に役立っているものと考えております。

2点目、PCR検査のやり方には、鼻咽頭拭い検査と唾液検査の二通りがあります。鼻咽頭拭い検査は医療行為に当たりますが、本市が実施している唾液検査は医療行為に当たらず、保護者または本人自身で採取できます。しかし、医師がPCR検査の場にいることにより、医師の指導の下、保健師が検体採取等の正しい知識を保護者または本人に説明できることから、産業医でもある奥医師に検査の場に立ち会っていただいております。

3点目でございます。検査を受けた408人のうち陽性者が5人確認されています。検査結果については、各担当課から保護者へ報告します。また、陽性者が確認された場合は保健所と医師に報告し、医師が確認した上、発生届を保健所に提出します。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 3番目、避難行動要支援者について質問を行います。

東日本大震災から10年以上経過しましたが、去る1月16日には、トンガで起こった海底火山の大噴火で、日本に津波警報が発令され、また全国各地で震度5弱の地震が頻繁に発生するなど、いつ大規模な地震が起きてもおかしくない状況となっています。そのため大規模災害時には、自主防災組織などが中心となり、避難行動要支援者の避難を安全に迅速に対応する必要があることから、今回質問することといたしました。

避難行動要支援者名簿は、平成23年の東日本大震災において、被災地全体の被害者が、高齢者や障害者などの要支援者と呼ばれる方に集中したことから、平成25年の災害基本法の一部改正により、自ら避難することが困難であり、特に支援を必要とする方の名簿の策定が義務づけられました。しかし、策定に際しては、本人の同意を得て情報提供することになるため、慎重な取扱いが必要となってきます。

そこでお尋ねいたします。1点目、当市の避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲と対象者人数及び登録者数はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に2点目、避難行動要支援者への対応についてであります。災害時には、自助・公助・共助という言葉もありますように、それぞれに役割があります。そのため要支援者に対しては、地元の自主防災組織や民生委員、児童委員等が支援することになるかと思いますが、災害時、この名簿を使って、誰がどのように支援し、どう対応するか、お伺いいたします。

次に3点目、個別避難計画の作成についてであります。災害に備え、高齢者や障害者等の避難方法などを事前に決めておく個別計画では、1人での避難が困難な高齢者や障害者などの災害弱者への適切な避難支援に有効とされています。この個別計画の作成は、義務ではないものの、内閣府の避難行動支援者の避難行動支援に関する取組指針の中で、さらなる避難行動支援のための取り組むべき事項の中に示されています。

令和3年3月に消防庁が公表した、令和2年10月1日現在、個別計画の未策定団体は577団体、未策定率33.4%となっており、着実に取組は進んでいるものの、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた一層の取組が求められていました。そうしたことから、他の自治体では計画の作成を迅速かつスムーズに行うため、ケアマネジャーや相談支援専門員が平常時のサービス等の利用計画を作成する際に、一緒に作成しているとの報道もありました。

そこでお尋ねいたします。当市の個別避難計画は誰が作成しているのでしょうか。また、当市の作成の進捗状況についてもお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の3番目、避難行動要支援者についてお答えいたします。

ご質問の1点目、要支援者名簿に掲載する対象者の範囲、対象者の人数及び登録者数につきましては、本市において避難行動要支援者名簿に掲載する対象者は、在宅で生活している要介護3から5、身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する方、その他指定難病、特定疾患等の疾病で療養中の方のうち必要な個人情報等を市に提供することに同意した方などで、その人数は2月末で1,729人となっています。名簿にはこれらの対象者を掲載することから、名簿の人数も同数となります。

続いて2点目、避難行動要支援者への対応及び3点目、個別避難計画の作成と進捗状況については一括でお答えいたします。

個別避難計画の作成は、令和3年度から市町村の努力義務となっており、作成の主体は市町村とされています。この計画を用いることにより、災害時の避難支援の実効性を高めていくことが重要となります。個別避難計画の作成の対象は、平常時から消防機関や警察などの避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することに同意した方のうち、計画作成を希望される方となり、進捗状況につきましては、2月末現在、名簿情報提供同意者366人のうち68人分を作成しております。

個別避難計画に記載する内容には、要支援者の基本情報のほか、避難場所及び避難経路、家族や地域の方など、要支援者の避難を支援する避難支援等実施者を記載することとなっておりますので、計画作成により、災害発生時、誰がどう支援し、どう対応するかが明確になります。しかし、計画作成者のうち近所付き合いがないなどの理由で、約3分の1の方は避難支援等実施者がおらず、計画作成における課題となっております。

個別避難計画を作成することにより、災害発生時の避難場所や避難方法、自分の住む地域のハザード、浸水想定区域などの状況、持ち出しが必要な薬や医療機器などをあらかじめ確認するため、要支援者自身の災害対応の意識を醸成するとともに、避難に対する意欲が高まることから、計画作成は避難支援を実効性のあるものにするための有効な手段の1つと考えますので、今後も個別避難計画の策定を計画的に進めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点について再質問いたします。

1点目として、名簿に登録されている人数は、2月末で1,729人との答弁でありました。本人の同意の有無によって、名簿情報を避難支援等関係者に提供することになると思いますが、どのタイミングで関係者に提供しているのでしょうか。また、情報提供人数はどのぐらいとなっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に2点目、要支援者の情報の更新はどのくらいの期間で、またどのように行っているのでしょうか、お伺いいたします。

3点目、作成の進捗状況については、366人のうち68人分との答弁でありましたが、当市においても個別避難計画の作成が進んでいない状況であると感じました。現在、コロナ禍であり、本人等との面談できない状況であると思いますが、個別避

難計画の作成が進んでいないのは、何が原因と捉えているのでしょうか、お伺いいたします。また、先ほども申し上げましたが、迅速かつスムーズに行うためにも、他の自治体で行っているように、ケアマネジャーや相談支援専門員等を活用して、早期の策定につなげていただきたいと思いますと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の1点目、避難支援等関係者への名簿情報の提供のタイミングはいつか、また情報提供人数は何人かということですが、警察、消防、社会福祉協議会への名簿情報の提供は、毎年3月に行っております。また、民生委員・児童委員については、高齢者世帯調査依頼時にお渡ししており、令和3年度は10月に提供しております。令和3年度の情報提供人数は、警察、消防等には、名簿情報提供に同意した方366人を今月末に提供予定となっております。また、民生委員・児童委員には、それぞれの担当地域に在住する要支援者のみの名簿を提供しております。

続いて、2点目の要支援者の情報の更新の期間はいつかということですが、年に1回、名簿を抽出し、更新しており、更新時期は3月を基本としています。

3点目の個別避難計画の作成が進んでいないのは、何が原因と捉えていますか。他の自治体で行っているように、ケアマネジャーや相談支援専門員等を活用して早期の策定につなげていただきたいと思いますと思いますが、市の考えはということですが、個別避難計画の作成が進まない理由といたしましては、ここ数年はコロナの影響で訪問がしづらいことが一番の要因ではありますが、そもそも要支援者には人工呼吸器を使用しているなど、医療的かつ専門的な支援が必要であったり、訪問しても要支援者に内容が伝わりにくく、うまく聞き取りができない場合など、職員だけでは作成が難しいケースが多くございます。

また、避難支援実施者がいないなどの課題もあるため、令和3年度は、要支援者の日頃の状況を把握しているケアマネジャーや相談支援専門員、また民生委員・児童委員に訪問時同席いただき、情報提供が図れるよう、それぞれの会議などの機会にお願いしてきたところであり、今後、これらの関係者と連携し、作成していきたいと考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告２番目、９番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 ９番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

最初に、学校における防災教育についてです。

平成23年３月11日の東日本大震災から11年がたちました。また、先日の３月16日の夜中、二度にわたる激しい揺れに多くの人々が不安を抱きました。震度６強の地震は、福島、宮城の両県に爪痕を残しております。地震で犠牲になった人々のご冥福を祈るとともに、被災された方々へ心からお見舞いを申し上げます。

近年、各地で頻発する震災を鑑みると、私たちは災害と災害のはざまに暮らしている気がしてなりません。近い将来、かなりの確率で起こるであろうと予測されております南海トラフ地震、本市におきましては、北部に活断層もあり、今後予想される大震災に向けて、備え以上のことはできないとの思いで、様々な事柄に着手し、事前防災に努めております。

11年前の東日本大震災、岩手県釜石市では1,300人もの方が亡くなったり、行方不明となっております。市内にある鵜住居（うのすまい）地区でも壊滅状態となりました。しかし、この地域の鵜住居小学校と釜石東中学校にいた生徒約570人は、全員避難することができました。これが有名な釜石の奇跡と呼ばれております。

地震直後の鵜住居小学校では、校舎の３階に児童が集まりましたが、隣の釜石東中学校では、生徒が校庭に駆け出しておりました。これを見た小学校の児童は、日頃から釜石東中学校と行っていた合同訓練を思い出し、自らの判断で校庭に駆け出し、500メートル先の高台に避難いたしました。津波の状態を察知し、さらに高台へと駆け出し避難をしました。この後、津波は堤防を越え、学校やまちは津波に飲み込まれてしまいましたが、児童生徒は全員無事に避難することができました。

釜石の奇跡は、子供たちが単に運がよかったからというのではなく、地域で日頃から行われていた防災教育を学んだ子供たち、自分たちがふだんから行っている行動を当たり前実践した結果が起こしたものであるのです。子供たちは自らの手で登下校時の避難計画を立て、津波の驚異を学ぶため、年間５時間から十数時間の防災授業を受けておりました。この背景には、群馬大学片田敏孝教授の提唱する、想定にとらわれない、状況下において最善を尽くす、率先避難者になるとの避難３原則を

全生徒が徹底して身につけていたのです。

「100回逃げて、100回来なくても101回目も逃げ出す、逃げて」と。釜石市の津波到達点を示す石柱に刻まれた中学生の言葉です。強い警戒が呼びかけられている今、自らの命を守る行動を最優先する必要があると思います。

本市もこの教訓を基に、平成26年3月、岩出市学校防災マニュアルを作成し、災害時の対応等をマニュアル化しております。その中で災害に備えての教職員の心得として、児童生徒の在校時の安全確保は学校が主体となります。このとき校長を中心とする教職員は、災害対策の主人公となります等云々とありました。

そこで質問ですが、この岩出市学校防災マニュアルに沿った教員への研修方法は、また防災訓練の実施状況は、そして釜石市のように生徒一人一人が自分の命を自分で守る、余裕があれば仲間も守るという自助と共助の考えを養う防災教育の現状はについて、3点お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 大上議員の学校における防災教育について、一括してお答えいたします。

まず1点目についてであります。和歌山県教育委員会が実施する防災リーダー研修会に、各校1名の管理職または学校安全主任が参加し、講演会と演習を受講してございます。各学校におきましては、岩出市学校防災マニュアルに基づき、危機管理マニュアルを作成し、各校の教育計画に掲載しており、教職員はこの危機管理マニュアルに基づき避難訓練を実施してございます。

次、2点目、実施状況でございますが、小学校では、火災、地震及び不審者侵入の3種類の避難訓練を実施しておりまして、加えて、岩出小学校では洪水被害が想定されておりますので、洪水に関する避難確保計画を作成し、浸水時を想定して、校舎の3階から屋上にかけて避難する訓練も実施しております。

中学校では、地震を想定した避難訓練に重点を置いております。毎年11月5日の津波の日には、全ての小中学校において、大地震発生を想定した避難訓練を実施し、訓練終了後には防災無線を使用して教育委員会に訓練状況を報告させております。

また、全ての小中学校では、年1回、那賀消防組合那賀消防署員の立会いの下で訓練を行い、訓練後には管理職が消防署員から講評を受けております。また、令和2年9月に作成しました岩出市避難所開設初動マニュアルにおきまして、各学校は避難施設に指定されておりますので、各校の避難訓練時に避難所の開設も想定した

訓練を組み入れております。

3点目の防災教育の現状についてであります。小中学校とも那賀消防組合の協力をいただき、様々な体験活動を通じた防災教育を実施しており、小学校では低学年の煙避難体験、中学校では防災センターの見学と日常の備えについての学習、小学校6年生では子ども防災博士意見発表会に向け全員が防災に関する作文を書いております。中学3年生では那賀消防組合と岩出市消防団の協力を得まして、全員が学校で防災訓練を受けており、その内容は、応急手当、心肺蘇生法、水消火器による消火訓練、マンホールトイレの見学、津波・洪水からの避難について学習をしてございます。

また、教育委員会の事業で、平成20年度から中学生を対象として防災ジュニアリーダー養成講座というのを実施しております。通算で428名が普通救命講習修了証を取得してございます。なお、防災ジュニアリーダー養成講座を修了した生徒には、市の地域防災訓練において講師として参加していただき、防災訓練のお手伝いをさせていただいております。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 2点再質問させていただきます。

中学生を対象とした防災ジュニアリーダー養成講座、大変素晴らしい取組と思います。そのジュニアリーダー養成講座を修了した生徒が地域防災訓練において講師として参加しているとのことですが、こういった役割をしているのでしょうか。

もう1点、先ほどのご答弁でもありましたが、中学3年生を対象に、那賀消防組合や岩出消防団の協力の下、防災訓練を受けているということでした。島根県の松江市でも消防団員が小中学校などに出向いて防災教育を実施するという新聞記事を見ました。本市教育委員会も取り組んでいただいている内容で、災害に関する授業や避難訓練を通じて防災意識の向上につなげており、総務省消防庁はその活動を後押ししております。消防団にとっても、団員数が減少する中、将来の担い手育成に向けて、消防団をPRする機会にもなっているそうです。

その事業は、消防機関と学校が相談した上で、その地域の災害リスクに応じた内容とし、消防車両の見学や避難訓練、避難所運営の体験学習なども実施しているものだそうです。この活動に消防庁は200万円を上限に助成し、消防団の活性化に関する先進的な取組を各都道府県に最低1か所以上を募集しているそうです。本市でも課題となっている消防団の成り手不足解消に向けて、この総務省の後押しするモデ

ル事業に参加するべきかと思いますが、本市のお考えをお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

防災ジュニアリーダー養成講座修了した生徒が、地域防災訓練においてどういった役割をしているのかということでございます。地域防災訓練につきましては、令和2年度と令和3年度の2か年、これ新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ということで開催しておりませんが、過去の実績では、新聞紙で作成する簡易スリッパの作成方法について、訓練の参加者に教える活動に参加していただいております。今後も1人でも多くの生徒に防災ジュニアリーダー養成講座に参加していただいて、防災教育、防災訓練の重要性を認識させていきたいと考えてございます。

○福山議長 総務部長。

○中場総務部長 大上議員の再質問にお答えします。

消防団による防災教育については、中学校での防災訓練において、消火器の使用方法についての指導を実施しております。消防団員による防災教育は、防災意識の向上や消防団のPR、さらには将来の担い手確保にもつながるものと考えます。

しかし、モデル事業への参加につきましては、今後の検討課題と考えます。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

大上正春議員。

○大上議員 続いての質問は、マイナポイント事業についてです。

行政手続のオンライン申請などに役立つマイナンバーカード、その普及に向け、2020年9月から昨年末まで同カードを取得した人を対象に、キャッシュレス決済での買物に使える最大5,000円分のポイントを付与するマイナポイント事業が開始されておりましたが、本年1月1日からは、最大2万円分を付与する第2弾の事業がスタートいたしました。

ここで1つ目の質問に、マイナポイント事業第2弾の目的と仕組みについて、2つ目に、最大2万円のポイント付与方法、そして利用方法についてお伺いします。また、住民の皆様方からポイントが欲しいが手続が煩雑でよく分からないというお声を聞きます。デジタルに苦手な方々も含め、希望する全市民へ本市の体制につい

て、また、赤ちゃん、未就学の子供たちも含め、未成年者の申請はどのようにするのか、教えていただけますでしょうか。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 大上議員、2番目のご質問、マイナポイント事業についての1点目、マイナポイント事業第2弾の目的と仕組みについてです。

マイナポイント第2弾は、マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、1人当たり最大2万円相当のマイナポイントを付与する国の事業です。

2点目、最大2万円のポイント付与方法と利用方法についてです。

マイナンバーカードの新規取得者に最大5,000円相当のポイント、健康保険証としての利用登録、公金受取口座の登録を行った方に各7,500円相当のポイントが、クレジットカードやプリペイドカード等のキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与され、幅広いサービスや商品の購入などに利用できます。

3点目、希望する全市民へ本市の体制についてです。

南庁舎東側駐車場内に、マイナンバーカード臨時交付窓口用の仮設庁舎を設置します。こちらではマイナポイントの申込みやカード申請手続の支援を行うとともに、無料写真撮影サービスを含めたサポートを行ってまいります。

4点目、未成年者の申請についてです。

15歳未満の未成年者におけるマイナポイントの予約申込みについては、法定代理人が行うことができます。15歳以上の未成年者は、本人が手続を行えますが、やむを得ない場合には、原則として本人同席の下、法定代理人が手続を行うことができます。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 3点再質問をいたします。

1点目に、政府としまして、将来、マイナンバーカードは運転免許証とも一体化の方向を示し、2022年度末まで、国民のほぼ全員がマイナンバーカードを保有することを目標としております。全国的にも、このマイナポイント事業第2弾、開始して一気に普及は上がってくると想定されますが、本市の普及目標とそのカードを利用した行政サービスの今後のめどについてお聞かせください。

2点目は、15歳以上の未成年者が利用できるキャッシュレス決済サービスには、

どのようなものがあるのでしょうか。

3点目として、付与されるマイナポイントを使う上で、決済サービスの銘柄によっては、使えるところと使えないところがあると思うんです。若い世代の方であれば、使えるお店を選び、臨機応変に対応できるんですが、シニアの大半の方は、なじみのお店等での買物が想定されることから、本市としましても、できれば岩出市内でポイントを利用いただけるために、岩出市商工会加盟店のそれぞれのお店がどのキャッシュレス決済サービスに対応しているのか、それを案内することで、ポイントを利用する住民が、どのキャッシュレス決済サービスを使用しやすいのかということを選択しやすいと思うんですが、そのような一覧表というのをご案内することができないでしょうか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 大上議員の再質問についてお答えします。

1点目、現在のマイナンバーカードの普及状況とマイナポイント第2弾による普及率のめどはということですが、令和4年2月末時点の交付枚数は1万9,691枚、住基人口に対する交付率は36.5%です。マイナポイント事業第2弾の円滑な実施により、交付率55%を目標としております。マイナンバーカード普及に伴う今後の行政サービスのめどはということですが、マイナンバーカードの利便性向上、行政のデジタル化推進の観点から、今後、マイナンバーカードの所有者の転出・転入手続のワンストップ化を予定しております。

2点目の15歳以上の未成年者が利用できる決済サービスについてです。本人名義のQRコード決済や電子マネー等の決済サービスをご利用いただけます。また、未成年者のマイナポイントについては、法定代理人名義の決済サービスをポイント付与対象として申し込むこともできます。

3点目、岩出市商工会において、マイナポイントが利用できる店舗一覧等は作成しているのかということについてですが、岩出市商工会において、マイナポイントが利用できる店舗の一覧表は作成しておりません。なお、マイナポイントが利用できる決済サービスにつきましては、市民課窓口で案内しております。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開します。

休憩 (10時35分)

再開 (10時48分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告3番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一問一答方式で、1番目に、带状疱疹ワクチンについて、2番目に、子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）の積極的勧奨の再開について、3番目に、和歌山県国際人育成プロジェクトに係る本市での取組についてのこの3点をお伺いいたします。

1番目、带状疱疹ワクチンについてです。

市民の方から、最近、知人が带状疱疹になり、痛みが強くてとても苦しかった。その上に疱疹が目にも広がり、危うく失明の危機にもあったと聞いた。怖い病気であり、人ごとではないと思った。テレビで带状疱疹はワクチンを接種することで予防できると知り、ワクチンを打つと伺いました。

そこで带状疱疹について調べると、带状疱疹の原因は水ぼうそうと同じウイルスで、子供の頃にこのウイルスに初めて感染すると水ぼうそうを発症します。そして、水ぼうそうが治った後も、ウイルスが神経節という部位に潜んでいて、免疫力が低下するとウイルスは再び活動し増殖し始めるということです。症状については個人差がありますが、多くは皮膚の違和感やかゆみ、しびれとして感じる程度から、ぴりぴり、ずきずき、ちくちくと針で刺されたような痛みや焼けるような痛みまで様々です。

その後、水膨れを伴う赤い発疹が神経に沿って帯状に現れることから、带状疱疹と名づけられました。発疹や水膨れなどは治療を行わなくても治る場合もありますが、治療が遅くなったり、治療されないまま放置されると、頭痛や39度以上の発熱などの全身症状が現れることもあり、特に首から上の带状疱疹は、重症の場合、失明や顔面麻痺、難聴を引き起こすことがあるということです。

带状疱疹ワクチンは、日本では厚生労働省により、2016年3月に、50歳以上の者に対する带状疱疹の予防として、効能、効果が追記されました。带状疱疹の予防接

種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされています。

2013年に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律では、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進すること、これは第4条の第3項にうたわれています。

そこで、病になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐ、予防するという観点からお伺いいたします。

1点目、带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えているのかをお伺いします。

また2点目として、带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はされているのかをお伺いします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 奥田議員ご質問の1番目、带状疱疹ワクチンについての1点目、带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えるかにつきましては、带状疱疹とは、水痘と同じように、水痘・带状疱疹ウイルスを原因として発症する病気です。初めは、皮膚がぴりぴりするような痛みを感じ、時間の経過とともに、赤みや水泡形成などの皮膚症状が現れます。時に全身に水痘のような発疹が広がる場合や、顔面神経麻痺や視力障害を来すこともあります。また、带状疱疹の発症率は50歳以上で増加し、80歳までに約3人に1人がかかるとされており、高齢者や免疫力が著しく低下した方が発症しやすいと言われております。

予防接種の効果としましては、ウイルスに対する免疫力を高め、病気の発症や重症化を抑えることができると言われています。带状疱疹ワクチンの接種対象年齢としましては、50歳以上となっております。

続いて2点目、带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はなされているのかにつきましては、現在、国の審議会におきまして、定期接種化について議論されているところでございます。現在は任意接種となっておりますので、市としましては、周知や接種の推進は行っておりませんが、定期接種となりました場合には、周知等をし、接種につなげていきたいと考えております。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 今お答えいただきましたが、带状疱疹は、80歳までに3人に1人がかかるというふうに言われております。岩出市においても、症状の個人差はあるものの、

多くの方が罹患されているのではないかとおもわれますが、市民の方からそういう相談はないのでしょうか。

次に、冒頭にお伝えしました市民の方は、帯状疱疹のワクチンを接種したが、保険が利かない、実費を支払ったけど高かったと。市で幾らか負担してくれないものかというふうに話しておられました。まだ国のほうで審議中であり、定期接種とはなっておりませんので、任意接種ということで保険が利きません。かなりの高額で、2万円ほどかかったというふうにも聞いております。

そこで調べましたところ、ワクチン接種費用を助成している自治体もあるということなんですけども、定期接種というふうになるまでの間ですけども、経済的負担を軽減するために、接種費用を助成する、そのような考えはないのかをお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 帯状疱疹について、市民からの相談はないかという再質問についてでございますが、帯状疱疹ワクチンを接種できる医療機関についてのお尋ねはありましたが、特に相談はございません。

続いて、帯状疱疹ワクチン接種費用に対し、市から助成する考えはありませんかということでございますが、帯状疱疹ワクチンは、希望する方が各自で受ける任意接種とされておりますので、市から費用を助成する考えはございません。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目に、子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）の積極的勧奨の再開についてお伺いいたします。

子宮頸がんは、子宮の入り口部分である子宮頸部にできるがんで、日本では年間約1万人が発症し、約2,800人が死亡していると言われております。子宮頸がんの原因であるHPVの感染を防ぐHPVワクチンは、2013年4月、予防接種法に基づき定期接種化され、小学6年生から高校1年生相当の女子は、接種を希望すれば無料で接種が可能となっております。しかし、接種後の様々な症状が報告されたことにより、僅か2か月後の2013年6月より、国は接種の積極的勧奨を差し控えるとした

ため、多くの自治体が対象者への通知を止めてしまい、公費助成当時の接種対象者であった1994年度から1999年度生まれの女子では、70%近くあったHPVワクチン接種率が、一時1%未満にまで激減していました。

このことについては、WHOは最新の世界各国における解析結果と科学的根拠に基づき、HPVワクチンの安全性と有効性を繰り返し確認する一方で、日本において若い女性が本来予防し得るHPV関連がんのリスクにさらされている状況を危惧し、安全で効果的なワクチンが使用されていない日本の政策決定を批判する事態となっていました。

現在、世界では100か国以上で予防接種が行われ、英国、オーストラリア、カナダなどでは接種率が80%を超えています。昨年10月1日に開催された厚生労働省の専門部会では、HPVワクチンの安全性や効果などを検討し、勧奨を妨げる要素はないと結論づけました。また、11月12日に再度開催された同部会では、再開に向けた課題について、対応を整理した上で、積極的勧奨を再開することを正式に承認しました。

それを受け厚生労働省は、昨年11月、中止していた子宮頸がんワクチン定期接種の積極的勧奨について、今年4月から再開するよう全国の自治体に通知いたしました。

そこでお尋ねいたします。1点目、市における子宮頸がん罹患者の過去5年間の推移についてお聞きします。

2点目、HPVワクチンの定期接種について、どのような周知方法を予定されておりますか。

3点目として、本来なら定期接種の対象期間内に必要な情報を得て、接種について判断すべきであったところ、その情報を得られずに接種の機会を失った方たちについては、どのような配慮がなされるのかをお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の2番目、子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）の積極的勧奨の再開についての1点目、市における子宮頸がん罹患者の過去5年の推移はにつきましては、和歌山県健康推進課が取りまとめた報告書によりますと、2016年、平成28年分が直近のデータであり、過去5年間では、2012年は15人、2013年は14人、2014年は10人、2015年は岩出市単独のデータではなく、紀の川市と岩出市の2市の合計で34人となっており、データがないということなんですけども、なって

おります。また、2016年は14人となっております。

続きまして、2点目のHPVワクチンの定期接種対象者に対してどのような周知方法を予定しているかと、3点目、定期接種対象年齢でありながら情報を得られず接種の機会を失った方への配慮はどうかについて、一括して回答いたします。

HPVワクチンの定期接種対象者は、小学6年生から高校1年生相当年齢の女子で、平成18年4月2日生まれから平成23年4月1日生まれになります。対象者には、令和4年5月初旬に個別通知による接種勧奨をする予定にしています。また、標準的接種の対象年齢である中学1年生と定期接種の最終年齢である高校1年生相当には、勧奨通知以外に予診票も同封することとしています。

定期接種対象年齢でありながら接種の機会を失っていた方は、平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれまでの女子となります。この年齢の対象者にも令和4年5月初旬に個別通知による接種勧奨をする予定にしています。

また、接種勧奨の再開により多くの方が接種対象となることから、接種予約の混雑を避けるため、年齢の高い平成9年4月2日生まれから平成12年4月2日生まれまでの方に、勧奨通知以外に予診票も同封することにしています。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 今、対象年齢の女子には個別通知により接種勧奨が行われ、定期接種対象年齢でありながら接種の機会を失っていた方にも個別通知による接種勧奨が行われるとお答えいただきました。

その中で、予診票が同封される方と同封されない方がいるということですが、予診票が同封されていない方も接種することができるのか、また接種するにはどうしたらいいのかをお聞きいたします。

次に、定期接種の対象者及び接種の機会を失った対象者は、それぞれ何人かをお答えください。

日本産科婦人科学会ウェブサイトによりますと、子宮頸がんの発症のピークについて、以前は40歳代から50歳代でありましたが、最近では20歳代から30歳代の若い女性に増えてきており、30歳代後半がピークとなっているとのことです。若いうちに子宮頸がんを正しく理解することが大切です。

最後に、児童生徒を対象としたがん教育や講演会の実施などに力を入れるべきと考えますが、市の考えをお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問についてお答えいたします。

予診票が同封されている対象者以外は接種することができないのかということと、また接種するにはどうしたらよいのかということですが、予診票が同封されていない方でも、定期接種の年齢及び接種の機会を失った年齢の方は、全て無料で接種することができます。接種を希望する場合は、子ども・健康課で予診票を発行いたします。

続きまして、定期接種の対象者及び接種機会を失った対象者は何人いるのかということですが、定期接種の対象者である小学6年生から高校1年生相当の女子は1,266人です。接種機会を失った対象者である平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれの女子で、未接種者は2,122人でございます。

それから、3点目の再質問のがん教育の推進ですね、子宮頸がんワクチンの接種勧奨に当たって、学校でのがん教育が重要であるので、併せて実施するような考えはないのかということですが、子育て世代包括支援センターでは、市内の小中学校全てにおいて、2年生、4年生、6年生を対象に、命を大切にする授業を実施しています。6年生は、HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）の定期接種の対象年齢でもありますので、自分の命を大切にする、自分を守るという授業の目的から考えても、今後必要だと思いますので、検討してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

（な し）

○福山議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目の和歌山県国際人育成プロジェクトに係る本市での取組について、お伺いいたします。

学習指導要領の見直しにより、英語教育が2020年度から大きく変わりました。小学校3年生から英語教育がスタートする一方、県では中学校卒業時には英検3級相当を目指した授業が展開されると聞いています。グローバル化が進む新時代に対応するのが狙いで、日常会話は中学生レベルの英語力で大丈夫とか、中学生レベルの英語力があれば英会話ができると言われているものの、ネイティブスピーカーとの英会話の場面では通用しないとされてきた日本の英語教育に、本格的なメスが入ります。

読む力と書く力を重視した従来の基準が改められ、聞く力、話す力、読む力、書く力を評価するよう変わります。県教育委員会によりますと、中学生に意欲的に英語学習に取り組ませるとともに、英検の結果を活用した授業改善を進めることで、英語によるコミュニケーション能力に必要な4技能、聞く、話す、読む、書くの向上を図るという目的で、中学3年生を対象に、実用英語検定、通称英検ですが、これを実施しております。

対象は中学3年生全員で、原則3級を基本にしており、検定料は県が負担します。毎年秋に一次試験を各学校で行い、二次試験を県内約10会場で行います。県では、この事業に多額の税金を費やしており、従来の読み書きの英語から脱却し、聞いて話せる人材の育成に力を注いでいます。次代を担う子供が広く世界で活躍できるよう、実践的な英語力の向上に取り組むことは、将来の発展を見据えた教育方針で大変評価できると感じます。

和歌山県国際人育成プロジェクトに係る本市での取組について、3点お聞きいたします。

1点目、この事業はいつから始まったのか、お聞きします。

次に、対象は中学3年生全員で、原則3級を基本にしているということですが、英語検定3級の受験者数と合格率についてお教えてください。

3点目として、目的とするコミュニケーション力の向上についてはどうかをお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 和歌山県国際人育成プロジェクトに係る本市での取組についてのご質問に、一括してお答えいたします。

まず1点目についてであります。本事業は平成24年度から和歌山県において実施され、中学校3年生への外部検定試験の実施は、平成27年度から始まっておりません。

2点目の英語検定3級の受験者数と合格率についてでございますが、令和3年度の実績で278人が受験しており、合格率は40.3%でございます。

3点目、コミュニケーション能力の向上はどうかについてでございますが、中学校3年生への外部検定試験が開始される以前と比較しますと、ALTを小中学校に1名ずつ配置したこともあり、授業内での言語活動は増加してきております。

県教育委員会では、1単位時間内で児童生徒が言語活動を行っている時間の占め

る割合が50%以上あると回答した教員の割合を80%に目標としておりますが、現状、本市の小学校では51%、中学校では15%となっております、県の平均を下回っております。外国語教育担当職員の教員の指導力向上と授業改善が課題となっております。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 A L Tを小中学校に1名ずつ配置したこともあって、授業内での言語活動は増加してきているということですが、1単位時間内での言語活動を行っている時間の占める割合については、小学校では51%、中学校では15%とのことですが、小学校と中学校でコミュニケーション活動の時間に差があるのはどうしてでしょうか。

それと、A L Tが小学校6校で1名ということは、足りないのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

小学校の外国語の教科化、令和2年度から開始されまして、全国一律にコミュニケーション能力向上を目指した4技能、聞く、話す、読む、書くがバランスよく含まれた授業展開例が示されてございます。

しかし、中学校では昭和時代からの文法重視の英語教育が根強く残っており、コミュニケーション重視の授業改善が思うように進んでいないのが現状でございます。

本市では、この状況からの脱却を図るため、英語教育改善プラン推進事業を実施し、教員の指導力向上と授業改善を図ってまいります。

小学校のA L Tにつきましては、現在、1週間ずつ各校を回っておりますので、6週間間隔の配置となっております。コミュニケーション能力向上のためにも、小学校A L Tの増員につきましては、今後の検討課題としてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告4番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

冒頭、第一声としまして申し上げさせていただきます。今なお長期間にわたって新型コロナウイルス感染症医療対策に携わる全ての皆様に、心から感謝と敬意を表させていただきますと思います。

それでは、議長の許可を得ましたので、今回、危険な盛土、切土について、そしてヤングケアラー・ダブルケアについて、この2つの点で、一問一答方式にて通告に従い一般質問を行います。

まず、危険な盛土、切土について、5点お伺いします。この質問は、昨年、静岡県熱海市で発生した土石流災害で問題視されている盛土に関して、昨年7月以降、国は盛土による災害防止のための盛土総点検を命じており、昨年12月21日、和歌山県盛土総点検が完了したことで、本市の現状と今後の対応に注視し、定義していきたいと思えます。

初めに、この災害で犠牲になられた方々、いまだに行方不明の方もおられます。犠牲になられた方々、心からご冥福をお祈り申し上げます。そして、被災地域の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

補足情報ですが、令和4年2月25日報告では、人的被害、犠牲者、災害関連含む27名、住宅被害98棟となっています。今日、2014年、広島県、近年、九州を襲った豪雨災害、昨年の静岡県熱海市で大規模な土石流の原因となった豪雨をはじめ災害級の豪雨が多発しています。世界各地で起こる異常気象が異常でなくなりつつある中、地球温暖化に起因する気象変動と考えなければ、頻発する異常豪雨に対しても国と行政が連携して何らかの適応策を講じなければなりません。

しかしながら今回災害は、静岡県副知事が見解を示し、違法な盛土が原因と述べたように、この土砂災害は法令基準を大幅に超えた違法な盛土が原因としています。国は、2021年12月31日時点で、全国における土砂災害警戒区域等の指定状況として、和歌山県では土砂災害警戒区域2万1,879か所、うち土砂災害特別警戒区域2万296か所としています。土砂災害防止法に基づいて、土石流、急傾斜地崩壊、地滑りの警戒区域を満たす区域を足すと2万1,879か所になります。これは全国的にも9番目に多く、他人事では済まされません。

この災害を受け、昨年の7月7日、和歌山県の仁坂知事が、県内の土砂災害警戒区域などのうち、過去に盛土造成した箇所を洗い出し、総点検をしたと発表し、その後、10月20日に県内の盛土の点検結果を公表しました。その内容は、盛土が崩れ

て最も警戒する必要がある土石流の警戒区域5,505か所を航空写真で調査し、1996年以前の鮮明な写真と20年の写真を比べ、土石流発生のおそれがある土砂災害区域とその流域の盛土箇所を合わせた838か所のうち、その中から最優先すべき現地地点検箇所として76か所としました。

この問題は、天災のみならず、人災にも関連する問題で、想定外でしたので終わらせはいけない問題だと考えます。全ての市民が安心して安全な暮らしができる前提を脅かされた社会問題であるからです。そこで、この問題についてお答えください。

それでは質問ですが、1点目として、前文で県が指定した土砂災害警戒区域の838か所のうち、岩出市に該当する箇所は幾つありますか。

2点目としまして、県が最優先すべき現地箇所は76か所とありますが、岩出市に該当する箇所は。

3点目としまして、根来地区内の菩提川に関して、岩出市作成都市計画総括図、平成26年8月修正並びに国土地理院作成都市圏活断層図、粉河、平成8年9月発行及び岩出市作成、岩出市ため池ハザードマップ、令和3年3月作成によれば、当該箇所で防災重点農用地のため池である地蔵池に2本の流れが流入したこれの下流で、菩提峠東側に根来断層の横ずれ活動によって生じた谷が2つある防災重点農業用のため池である砂防堤を経て、2本の流れが交わり、菩提川となっている場所です。

前記のため池ハザードマップで表示された浸水区域の市民から、菩提川周辺に関する相談を受け、質問します。

菩提川は河川法として該当するのか。また水量、川の流れに関して、どのように管理しているのか。現状、個人宅に直接的に流れる構造になっているがどうか。この点についてお聞かせください。

4点目としまして、現状から心配する声に対して、大雨時には当該水路南側に大量の盛土がされているが、土石流が発生する可能性があるのでは。また、この対策はどうか。

5点目として、周知の埋蔵文化財包蔵地としての関係はどうか。

この5つについてお答えください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の1番目、危険な盛土、切土についての1点目と2点目を併せてお答えいたします。

岩出市では、区域指定権者の県により土石流に区分される土砂災害警戒区域は40

か所、そのうち特別警戒区域に含むところが30か所、急傾斜地の崩壊に区分される土砂災害警戒区域は44か所、特別警戒区域は全ての箇所に含まれて指定されております。

また、和歌山県において、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土砂災害を踏まえ、盛土の総点検を実施し、令和3年12月に完了してございます。

点検方法といたしましては、航空測量データ等を活用し、岩出市では盛土箇所158か所を抽出し、その中から目視による現地点検を12か所で行っています。現地点検の結果、より詳細に調査を実施し、対策を行うべき箇所につきましてはありませんでした。

なお、盛土箇所158か所のうち、土石流に関する土砂災害警戒区域及びその流域における盛土箇所は11か所で、目視による現地点検を実施した箇所はありませんでした。

次に3点目、根来地区内の菩提川に関してについてお答えいたします。

議員ご質問の菩提川は、河川法上の河川かにつきましては、河川法上の河川ではなく、岩出市法定外公共物管理条例に基づき、岩出市が財産管理してございます。維持管理につきましては、隣接する土地所有者や水利組合と地域でご協力していただき、清掃などの日常管理等をお願いしてございます。

なお、水路の形態等の変更につきましては、岩出市法定外公共物管理条例に基づき、手続が必要となります。

次に4点目、大雨時には土石流が発生する可能性があるが、対策はどうかについてお答えいたします。

菩提川には、県が設置した土石流対策としまして、砂防堰堤が2基、床止工7基が設置されています。また、上流において新たな林地開発がなく、現在のところ、現地に設置している砂防施設で問題がないと考えてございます。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 5点目についてお答えいたします。

県指定の土砂災害警戒区域内にある埋蔵文化財包蔵地として、根来遺跡と船戸山古墳が該当いたします。埋蔵文化財包蔵地内で土砂災害等が発生し、復旧作業等を実施する場合は、事業者や関係機関と埋蔵文化財の取扱いについて協議を行い、文化財保護法に基づく手続が必要となります。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは再質問を行います。

下流域に住む市民は、第一に安全であること、安心して生活できる環境を求めています。今年3月、宅地造成及び特定盛土等規制法を改正されると聞いているが、所有者、造成業者に対して、違反した場合は罰則が強化されると聞いております。

そこで、2つの点で質問させていただきます。

1つ目は、岩出市内における宅地造成工事規制区域の有無と今後の法改正について、市としてどう捉えているのか、お答えください。

2つ目としまして、一般的に水路内に個人等が許可なく、現況を変更した場合、市はどう対応するのか、お聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問についてお答えいたします。

岩出市内における宅地造成工事規制区域の有無と今後の法改正をどう捉えているのかについてですが、現在、岩出市におきましては、宅地造成等規制法に係る宅地造成工事規制区域の指定はされておられません。したがって、市内において個人が盛土のために工事を行うことに対して規制はありません。

しかし、昨年、静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したことや危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在している等を踏まえ、国において盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成等規制法の一部を改正する法律案が3月1日に閣議決定されました。

今後は、この法律案に基づき、法整備が進んでいくものと思われまますので、岩出市としましても、その動向に注視してまいります。

次に、水路内に個人等が許可なく現状を変更した場合、市の対応についてですが、岩出市法定外公共物管理条例に基づき適正に指導してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、ヤングケアラー・ダブルケアについて、2点ご質問します。

以前、30代、40代の知り合いと日々の生活について話していたときだと思ひます

が、子育てと介護の同時はしんどいよと言われ、これって何とかケアだよねって話したことがありました。そのときは、私自身、何とかケアがすごく気になったのを覚えています。

最近ですが、ニュースの中で、育児と介護、両方を受け付けるダブルケア相談窓口設置によるきめ細やかな支援と組織の柔軟性が住民に分かりやすいなど、地方自治が取り上げられている番組を見たとき、このダブルケアについて理解することができました。

それと並行して、ヤングケアラーについても耳にしておりましたが、そのときは同じ意味合いの内容とっておりました。そんなときY o u T u b eで視聴したのが、ヤングケアラーの短編映画や数多くの特集番組です。

この中に厚生労働省が2022年1月27日に配信した元ヤングケアラーとの特別対談、題名「ヤングケアラーって、知っていますか」という番組です。厚生労働省からヤングケアラーの内容として発表しているのが、慢性的な病気や障害、精神疾患のある保護者や祖父母の介護や家事、年下の兄弟の世話などをすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子供と定義されています。これを視聴することで、初めてヤングケアラーとダブルケアとは違う意味合いであると認識することができました。この2つの問題は、近い将来、社会問題化すると言われていますが、まだ知られておらず、全国的に取組事例も多くないのが現実であります。

この問題で過度な負担になっている場合には、置かれた現状や要望、相談を把握し、負担になっている方々に支援と改善、これからのに向けた効果的な対策を進めていく必要があると考えます。

そこで、ヤングケアラー・ダブルケアについて、市の実態把握はできているのか、お答えください。

2点目としまして、今後の課題と対策について、市の見解をお聞かせください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 議員ご質問の2番目、ヤングケアラー・ダブルケアについての1点目、市の実態把握はできているのかについてお答えします。

まず、ヤングケアラーについてですが、ヤングケアラーは、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、自身がやりたいことができず、自身の権利が守られていない18歳未満の子供とされ、代表的なものとして、慢性的な病気や障害、精神疾患のある家族の介護や家事、年下の兄

弟の世話などが想定されます。

市では、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、那賀振興局、岩出警察署、和歌山乳児院、岩出市教育委員会、岩出障害児者相談・支援センター、市関係各課などから成る要保護児童対策地域協議会で、虐待通告のあったケースや見守りをしている要支援家庭などについて協議・検討し、関係機関との情報共有や連携協力の対応を進めていく中で、家事や兄弟の世話をしている気になる子供の把握に努め、ヤングケアラーの早期発見に取り組んでいます。

令和2年度、令和3年度ともに要保護児童対策地域協議会の取扱いケースで、ヤングケアラーと思われる子供のケースはありませんが、今後も関係機関との情報連携の下、ヤングケアラーの実態把握に努めてまいります。

続いて、ダブルケアについてですが、近年の晩婚化、出産年齢の高齢化、核家族化の進行等により、子育てと介護を同時に抱えている状態をダブルケアと言います。

ダブルケアの実態把握につきましては、市において直接そういった調査は実施してございませんが、令和元年12月に在宅介護実態調査を実施したところ、主な介護者の年齢は、9割以上が50歳以上の方で、40代が7.5%、30歳代は0.4%でありました。内閣府の調査では、ダブルケアを行う者の年齢構成は、30歳から40歳代が多いとの結果であり、本市の調査結果に照らすと、7.9%の中にダブルケアによる精神的・身体的な負担を感じている方がいる可能性が高いと推察され、懸念されているところです。

また、地域包括支援センターへの相談のうちダブルケアについての相談は、令和2年度はありませんでしたが、令和3年度は1件あり、市としましては、ダブルケアの実態として多いとは認識しておりませんが、看過できない問題として捉えています。

続いて2点目、今後の課題と対策について市の見解をについてお答えします。

ヤングケアラーにおいて、子供が家族のお世話や手伝いをすること自体は、本来すばらしい行為であり、ヤングケアラーの存在自体が問題ではなく、子供への負担が過大であったり、子供が負担を1人で抱え込んでしまったりすることが問題であると考えています。

要保護児童対策地域協議会では、虐待等により、子供の安全確保など緊急性の高い対応を優先して行いますが、緊急性が低いと判断された場合も、要支援家庭として気になる子供の家庭訪問や保育所、学校等での見守りを行っており、これら訪問や見守りの中で、介護や家事、兄弟の世話などにより、健康に生きる権利、教育を

受ける権利、子供らしく過ごせる権利など、本来守られるべき子供の権利が侵害されていると判断した場合は、その権利が守られるよう、必要な支援につなげてまいります。

続いて、ダブルケアについてですが、ダブルケアは一般的に女性の負担が大きく、育児と介護の負担が1人に集中する傾向にあり、介護者の孤立化、仕事との両立が困難になることによる離職やそれに伴う経済的な問題等、多くの課題があると認識しております。

岩出市における相談体制は、子育てについては子育て世代包括支援センターで、介護については地域包括支援センターで対応しているところです。個別の窓口で対応した場合でも、当事者の状況に応じて、それぞれの窓口が連携し、支援を行っております。

今後の対策につきましては、介護サービス利用の支援を行う介護支援専門員に対し、介護休業制度等の情報提供や子育ての相談窓口の周知を行うことで、相談・支援が充実できるよう努めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、再質問を2点行わせていただきます。

1点目は、ダブルケアについて、全国的に相談窓口が1つになっている動きがあり、前文のニュース内の堺市では、ダブルケアの窓口が設置されています。また、他の自治体では、ホームページ等でメールのやり取り等など、あらゆる手段で支援相談体制を取っております。

岩出市でも、育児、介護それぞれの窓口が異なる中で、子育てと介護の相談を一体的に受け付ける窓口が必要だと考えていますが、本市ではどのように考えているのかお答えください。

2点目としまして、ヤングケアラー、ダブルケア共にまだまだ認知度が低いのが問題であり、市民への周知を進めてほしいという願いがあります。岩出市のホームページでも周知をお願いしたいと考えておりますが、この2点についてお答えください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の1点目、子育てと介護の相談を一体的に受け付ける窓口が必要と考えるがどうかということですが、ヤングケアラー、ダブルケ

ア共に育児・介護・生活困窮など、複合的な問題を抱えているケースが少なくないと考えられます。

ヤングケアラーにおいては、サービスの分野や内容により担当機関は異なりますが、必要な支援につなげるための相談窓口を生活支援課に設置しています。また、ダブルケアについては、現在のところ専門の窓口設置等は考えておりません。引き続き子育て、介護それぞれの窓口が連携し、支援を行ってまいります。

また、近隣自治体の状況や先進地、先ほど堺市のご紹介もありましたけれども、先進地の取組等についても今後研究してまいります。

2点目で、ヤングケアラー、ダブルケア共にまだまだ認知度が低いのが問題であって、市民に周知をしてもらいたいということですが、ヤングケアラーについてはもともと家庭内のデリケートな問題であるほか、本人や家族に自覚がない場合も多く、支援が必要なレベルであっても表面化しにくい構造にあるため、身近な大人や学校、市役所等への相談や通告につながるよう、広報等での周知に努めるとともに、窓口へのパンフレット設置や学校との連携強化など、引き続き周知啓発に取り組んでまいります。また、ダブルケアにつきましても広報に周知記事を掲載するとともに、相談窓口についても周知してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時47分)

再開 (13時13分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 14番、増田浩二、議長の許可により、通告に基づいて一般質問を行います。

今議会では、脱炭素社会への取組について、自主防災組織との協力について、岩

出市史発行について一般質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものです。

まず、脱炭素社会への取組についてお聞きします。

国連の気候変動に関する政府間パネル、I P C Cの第2作業部会が、第6次となる新たな報告書を公表しました。I P C Cは気候変動について、世界の科学的知見を踏まえて評価し、5年から6年ごとに報告する国連の組織です。3つの作業部会があり、それぞれ報告書をまとめて公表しています。

2021年8月に公表された第1作業部会、第6次の自然科学的根拠についての報告書は、猛暑や洪水などの気象の極端現象を引き起こす温暖化の要因は、「人間活動によることは疑う余地がない」としました。今回の第2作業部会の報告書は、「影響と適応」について評価され、「人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしている」と従来の報告書より強い表現で断定しました。

現状でも33億から36億人が、気象変動に対して水害や水不足などの被害を非常に受けやすい状況にあるとしています。今後数十年間とそれ以降に、一時的にでも産業革命時から世界の平均気温上昇が1.5度を超えた場合、その規模などに応じてさらなる温室効果ガスの排出を引き起こすことがあり、環境悪化の一部は温暖化が低減しても不可逆的になるとしています。

世界の平均気温は、既に1.1度上昇しています。次の10年間における取組が、被害を受けた人間や自然のシステムが回復可能となるかが決まります。2021年11月に、英国グラスゴーで開かれた第26回国連気候変動枠組条約締結国会議、C O P 26では、1.5度の上昇を抑えることを各国が合意しました。しかし各国が国連に提出している二酸化炭素、C O<sub>2</sub>削減目標では、1.5度以下は達成できません。主要国を先頭にした削減量の積上げが必要です。グラスゴー合意は目標の再検討と強化を各国に要請しており、今年2022年11月にエジプトで開かれるC O P 27に向けて目標を見直すことが、各国政府に課せられた責任となってきています。

日本政府の果たす役割は、C O<sub>2</sub>排出部門で発電所、製油所などのエネルギー転換部門で4億4,200万トンを出している点にメスを入れる必要があります。火力発電からの転換を求めながら大量のC O<sub>2</sub>を排出する日本の石炭火力発電温存の対応をやめるとともに、2030年までの日本のC O<sub>2</sub>削減目標、世界水準の50から60%までに引き上げることこそ求められています。地方自治体としても、脱炭素社会に向けての取組も求められてきています。

以上の視点から、4つの点で質問を行います。

まず1点目として、脱炭素社会への取組が求められていますが、市の認識の点をお聞きをしたいと思います。

2点目として、EV車に準じる車の購入もされてきていますが、脱炭素社会に対応した今後の購入予定はどのように対応していくのか、お聞きをします。

3点目として、道の駅に充電スタンドを造って観光の一助を行っている九度山町のような自治体もありますが、岩出市としての見解をお聞きをしたいと思います。

4点目として、脱炭素社会推進へ、岩出市としての取組も求められますが、第3次長期総合計画においてはどのように取り組んでいくのか。市の見解をお聞きをします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員ご質問の1番目、脱炭素社会への取組についてをお答えいたします。

国は、2050年に向けて脱炭素社会の実現を目指すと表明されたことから、本市においても脱炭素社会に向けた取組を進めていく必要があると認識をしています。

本市では、これまで温室ガスの排出抑制等のための施策として、省エネ性能の高い設備や機器の導入、また市民に対する環境出前講座を開催するなど、全庁的に地球温暖防止施策に取り組んでまいりました。

これらの趣旨を踏まえ、第3次岩出市長期総合計画の第1章、住んでよかったと思えるまちづくりの中で、地球温暖化対策の推進を取組方針の一つとして掲げ、脱炭素社会の実現を目指していくこととしております。

また2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする、ゼロカーボンシティにつきましては、国の脱炭素社会を目指す和歌山県や那智勝浦町、日高川町が宣言していることは承知をしております。当然本市におきましても検討すべき課題であると認識をしています。

今後、ゼロカーボンシティ宣言につきましては、具体的な施策等の取組内容が重要となることから、県や近隣市町村の取組内容等を参考に、本市に適した事業について調査研究を行ってまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当部長のほうから答弁をさせていただきます。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 脱炭素社会への取組が求められているが、市の認識につつまし

ては、市長が答弁したとおりでございますが、今後も地球環境問題に対する関心を高めるため、6月の環境月間と12月の地球温暖化防止月間に、岩出図書館と連携して、地球温暖化パネルの展示と、地球温暖化をテーマとした図書コーナーの設置や、広報いわでによる啓発に取り組めます。

また、LED防犯灯設置補助事業や、過去2年間はコロナ禍により開催できておりませんが、岩出市民ふれあいまつりでの地球温暖化親子体験教室の開催など、引き続き取り組んでまいります。

市といたしましては、循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化及び再資源化の啓発及び推進を継続するとともに、国、県の動向に注視し、脱炭素社会の実現に向け取り組んでまいります。

○福山議長 総務部長。

○中場総務部長 増田議員の一番目のご質問、脱炭素社会への取組についての2点目、EV車の今後の購入予定についてです。

EV車は排気ガスを排出せずに走行することができるため、環境問題を改善していく手段として注目されています。しかし車両価格がガソリン車等と比較して高額であることや、充電施設が普及していないことなど課題もあるため、現在のところ導入していません。今後はEV車や充電施設設置に対する補助金等、環境施策に注視しながら検討していきます。

続いて3点目の、道の駅の充電スタンドの設置についてです。

現在のところ、本市道の駅においては、充電スタンドの設置予定はございません。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 県の施設である緑花センターや、根来山げんきの森などの施設に、観光客のための誘致を促進するという意味においても、充電スタンドなども造られてきています。今道の駅なんかにはつくる考えはないんだというお答えでしたけれども、また充電施設が少ないために、EV車の購入なんかもされないというようなご答弁でした。それならば、岩出市そのもの自身が充電スタンドが少ないというのであれば、市が率先してやっぱりつくっていくということも、私は非常に大事ではないかなというふうに思うんです。

岩出市においては、この充電スタンド11か所というようなことも、インターネットに載っていました。しかし、市として積極的にこういう温暖化という部分に対応していくという部分、この点を考えてみても、このEV車の利用促進を図っていく、

そういう点も非常に大事ではないのかなと思うんです。

同時にこのことは、充電スタンドということなんかも増やしていくと、市が率先して増やしていく、こういうことが求められているんじゃないでしょうか。そういう点においては、道の駅、こういったところにも造っていく。またこの岩出市役所や、またあいあいセンターといったところなんかにおいても、積極的にE V車の購入を行って、そしてそういった充電スタンドなんかも活用していく、こういうことも求められていると思うんですね。

そういう点においては、今後も一切こういったE V車というのは岩出市としては購入をしないというような考えを、今後も続けていくのかどうか。この点をお聞きしたいと思います。

もう一点はつい最近の新聞で、すさみ町が小型のE V車、これを町が購入をして住民や観光客に貸し出す、こういうような実証実験を始めているんだという記事が載っていました。1人乗りで車幅は約1メートル、1日3時間までの貸出しということで、利用者にアンケートなんかも取っていくというようなことでした。

岩出市としても、こういういろんな省エネも含めて、環境に優しい、そういうまちづくりを行っていく、そういう取組を行っていくということなんかも、私は求められていると思うんですね。そういう点では、こういういろんなことを市としても今後しっかり考えていくということが岩出市に求められていると思うんです。

私は岩出市としてのこういう環境面という形での、こういうE V車に対する活用の方向性、また検討というものなんかは一切されていないのか、また市としてこういったE V車関係の点で考えておられる、そういうような点があれば聞かせていただきたいと思います。

以上2点、お聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、道の駅等公共施設に率先して充電スタンドを設置するべきではという質問についてですけれども、本市には先ほど増田議員のほうも、ネットによると11か所というお答えもございましたが、本市には民間の充電スタンドが複数ありまして、また根来地区の道の駅周辺においては、県立植物公園緑花センター及び森林公園根来山げんきの森に充電スタンドが設置していますので、不便を感じることはないと思われまます。したがって、本市においては道の駅等公共施設に充電スタンドを設置

しなくても、EV利用者の利便性や普及促進を妨げることはないと考えます。

続いて公用車の購入とか、そういうEV車の導入計画はないのかということにつきまして、第4次岩出市地球温暖化対策実行計画におきまして、財やサービスの購入・使用に当たっての配慮として、低燃費・低公害車は従来のガソリン車やディーゼル車に比べ、大気汚染物質や地球温暖化物質の排出が少ない、または全く排出しない自動車であり、地球温暖化対策の重要な柱となることから、公用車の購入・買い替えに当たっては、低燃費・低公害車等の購入を検討すると明記してございます。

もう一点、小型のEV車を購入する予定はあるのかと質問ございましたが、岩出市で多く保有しているのは箱バンタイプの軽自動車でございます。軽自動車のEVにつきましては今後発売される予定ですけれども、補助分を差し引いても200万円程度の費用がかかる見込みとなっております。

また、岩出市で多く保有している箱バンタイプの電気自動車は、現在のところ発売はされておられません。

以上でございます。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、岩出市の今後の長期総合計画の中で、1回目に市長が、第1章の中でも重要な位置づけとして取り組んでいくんだというようなことが言われていました。当然こういった計画をしていく中では、審議会というものが重要な役割を担っていくと思うんですね。

その点では、まず1点目に、この長期総合計画をつくっていく中での審議会、この点については今年度いつ頃を予定しているのかと。年に3回ぐらいは考えているんだということなんか聞いたことがあるんですが、今年度はまずこの審議会の日程ですね、これはいつを予定しているのかという点、これをお聞きしたいと思うんです。

そして2点目としては、この総合計画を作成していく上で、市の考え方、方向性、これも当然その審議会の俎上に上がってくる、こういうもんだと思うんです。こういう点では、この審議会でも議論・検討していく上でも、総務部門、生活福祉部門、事業関係の部門、こういう部分なんかで当然いろんな議論がされた上で、この審議会に市としての方向性をまとめて出していく、こういうことが求められていると思うんです。

そういう点においては、この市としてこの審議会にどのような形で出していかれ

るのか、そしてまた今の時点でそういった方向性なんかがもう出ているのかどうか、こういう点については市としてどのような対応や考え方を持っているのか、この点について最後にお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

長期総合計画審議会なんです、今のところ開催する予定はございません。

○福山議長 これで増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、自主防災組織との協力について質問を行います。

自主防災組織は、災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法において、住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織、第5条第2項において、市町村がその充実に努めなければならない旨を規定されており、各市町村において地域の実情に応じて、町内会や小学校区などを単位とした自主防災組織の結成が進められています。

この自主防災組織は、平常時には防災知識の普及や啓発、地域内の安全や設備の点検、防災訓練などを行い、災害が発生した場合には情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火活動、被災者の救出や避難誘導、避難所の運営などの役割を担い、日頃から大きな災害に備えて活動を行う、重要な組織となっています。

この点において、まず1点目として、既存の自主防災組織と岩出市との連携実態、これはどのような状況なのか。この点をまずお聞きをします。

2点目と3点目は、自主防災組織への器具の配備関係をお聞きをします。

今年1月に、積極的に活動されている紀泉台地区の方とお話をする機会がありました。私自身、話を聞かせていただいて、カーブミラーの点検、自主防災の訓練内容などの状況など、本当に参考になりました。

今日お配りをしている資料の1ページにあるように、紀泉台の団地では40か所の消火栓があり、この消火栓の水を出す吐水口の位置が、地上までの距離で最高で50センチのところは1か所あり、40センチから50センチの場所が7か所、30センチから40センチの場所が7か所あるとのこと。

2ページ目にあるように、消火栓を使用する際には、吐水口を開閉するのに本来の左回しではなく、右回りの場所があるところを紀泉台地区の自主防災組織の方

に教えていただきました。現時点で実際使用するとき間違いがないようにと、分かりやすく開閉栓の方向を右回りか左に回すのかを表示されているとのことでした。この住民設置の右側の円盤みたいなやつが、それでございます。

また、安全に消火栓を、吐水口を開いていくためにも、丁字型の開閉道具も必要になってきているとのことでした。現在全ての格納庫には配備されておらず、市に対して要望しているところだそうですとのことでした。岩出市において消火栓の数は幾つあるか分かりませんが、少なくとも消火栓の実態調査と開閉用の丁字型道具を必要とする場所の調査など、器具の設置に対しての改善対策が必要だと思えます。市の問題意識と対応についてお聞きをします。

3点目として、先ほど消火栓の吐水位置から地上まで距離があると言いました。

距離があることにより、資料の3ページにある接続用の1メートルほどのスタンドパイプを使用しないと、使いにくい消火栓があるのです。この点でも、先ほどの丁字型の開閉道具と同様に、接続用のスタンドパイプ配備の必要性と、配備が求められているものだと考えます。

写真では、格納庫にスタンドパイプ、丁字型開閉器の備品がありますが、自主防災組織で自前で設置をされてきたということでした。岩出市として、スタンドパイプの整備の点についてどう考えているのか、また市内全体への対応の点はどのように考えているのかをお聞きをします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 増田議員、2番目のご質問、自主防災組織との協力についての1点目、既存の自主防災組織との連携実態についてです。

自主防災組織については、災害時には自助・共助の要としての活動を担っていただきます。平常時には、地域防災訓練をはじめとする各種訓練や、市の補助制度を活用して、地域における訓練等に取り組んでいただいております。また、市等との連携としましては、自主防災組織への市職員による防災講座、那賀消防組合による訓練指導などを行っております。

2点目の当該消火栓については、初期消火活動に支障がないよう自治会にご協力をいただき、周辺世帯への周知並びに逆回しである旨の表示を行っております。

3点目の消火栓については、火災発生時に確実に使用できるよう、一日防火デー等において消防団や自治会等に確認いただいているほか、那賀消防組合においても点検いただいております。

地上からの深さがおおむね30センチ以上の消火栓について、当該自治会からご連絡をいただいて把握しております。スタンドパイプを使用しなければ使用できない消火栓ではございませんが、随時修繕等の対応をしております。また、スタンドパイプについて市全体へ配備する予定はございません。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、この紀泉台地区の方から、市に対してスタンドパイプや丁字型開閉器、これをやっぱりしっかりと活用していくためにも、備品の設置という要望なんかも出されてきていると思うんですが、市としてはどのような対応をされようとしているのでしょうか。

2点目として、この右回し消火栓の開閉ですね、右回り、左回りというようなものがあるんだという状況なんかについては、市全体の調査、こういうものについてはこれまで行って、そして右回りというようなところなんかはどこにあるのかというようなことなんかは、もう調査自身はこれ、されてきているのでしょうか。

災害対策基本法において、市町村が自主防災組織の充実に努めなければならない、こういう規定がされていますし、自主防災組織のあるところへの調査、完備、こういうものを進めていく、こういう必要があるというふうに考えます。

災害はいつ起こるか分かりません。今後補正予算なんかを組んで、スタンドパイプ、丁字型開閉器の購入や、また配備、こういうものこそ検討していく必要があるんじゃないのでしょうか。市として今の状況を改善しようとしなない、そういうような考えだと、そういうふうにはしか私は思えません。

先ほども言いましたけれども、この自主防災組織が規定されていて、それにやっぱり協力していく、そういう姿勢こそ私は見せるべきだと思うんです。この点について、その必要性の点について、予算関係も含めて再度、改めて考えをお聞きしたいと思います。

3点目として、そもそもこの開閉弁の逆回し状態について、この右回しとなっていたことが、紀泉台の開発時点での売出しをしていく中においても、それまでの調査とか点検、これで分からなかったのでしょうか。本来あるべき状態と違うのであれば、開発時の業者の施工ミスではないのかというふうにも考えられます。この点では市の責任も問われるのではないのでしょうか。本来の正しい在り方、左回しへきっちりと変えていく、そういうことこそ必要なのではないのでしょうか。この点について、市の認識をお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 増田議員の再質問についてお答えします。

1点目の、紀泉台自治会へにつきましては、丁字型の開閉器をお渡ししております。

そして2点目の、市内の逆回しの消火栓の数はどうかということですが、現在逆回しの消火栓については1基確認しており、消火活動に支障がないよう、那賀消防組合にも報告をしております。

それで3点目の、もう既にその逆回りだったことについて確認しなかったのかということにつきましては、県土地開発公社のほうから、点検はしていないというふうに聞いております。

以上でございます。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 その逆回し弁の分について、今県の開発会社から、点検はしていなかったということでした。そういう点で言うたら、開発公社の責任も、私は重いと思うんですね。だからそういう点においては、その県の開発公社のやっぱり責任というものなんかも、やっぱり問われるのかなというふうにも、今の答弁をお聞きする限りあるんですが、そういう点では、その今の状況でもういいんだという見解でいいのか、じゃあ本来、やはりあるべき在り方にやっぱりしていくという、そういう必要性についてはどのように考えておられるのかという点、これをお聞きをしたいと思うんです。

それと、今紀泉台の方なんかには、丁字型の開閉器を渡しているというお答えでした。しかし現地からのその要望というのは、1つでは不足ですというような形で、しっかりとそれを自主防災組織として対応できるだけの備品数を頂けませんかということが、これ、出されているんじゃないでしょうか。そういう点においては、その自主防災組織の方の、やはり要望にしっかりと応えていくということが、岩出市としての対応の在り方ではないのかというふうに思うんです。

実際その予算化なんかの点についても、そういう考えはないのかなというふうにも感じたんですが、実際には自主防災組織という部分の中での備品対応という部分の中では、たしか年額何十万円かという部分の対応で、市としても対応してきた経緯なんかもあるのではないかなと思うんです。

だからそういう点で言うたら、市としてのそういう部分なんかにおいて、その自主防災組織から要請があった場合に、そういう枠も含めてそういう対応ができますよという対応の中で、その自主防災組織の方なんかにそういう予算化対応というのができるんじゃないかというふうに思うんですが、こういう点で言うと、その自主防災組織というところに対しての備品対応の在り方、この点については市としてはどのように考えておられるのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、逆回しという県の開発公社の責任、これにつきましては答弁は差し控えさせていただきます。

あと開閉器、これが不足している、要望がある必要数ということですが、開閉器につきましては消火栓ボックス、この中に1つということですが、中にはそれが何かの原因でなくなるということもございますので、そういうのは自治会、自主防災組織に限らず、要望がございましたら、お渡しはしてございます。

あとスタンドパイプにつきましても、市全体ということですが、今回その深い消火栓というのは紀泉台で確認されてございますので、ここについてはさきに部長からも答弁ございましたように、随時修繕させていただきます。

○福山議長 これで増田浩二議員の、2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、岩出市誌発行について質問をします。

自治体として、岩出市が誕生するまでの経過面では、昭和の大合併による昭和31年の岩出町誕生が大きな経緯となってきています。

この間、昭和51年に地域の歴史や文化、これを書かれている岩出町誌が発刊されてきています。岩出町時代的那賀振興局、各地域の支所をはじめ、当時の町民プールや体育館、給食センターや小学校、中学校の写真などを掲載し、第1編の自然史、第2編の沿革史など、岩出町史は第9編までの文化財史として、総ページ数1,304ページにわたり、岩出町の歴史や文化、地方自治体としての歩みが記録されてきています。

岩出町誌編集委員会が編集を行い、昭和36年から取り組み始めましたが、途中の昭和38年から十数年の空白期間を経た後、昭和48年から再編集に取り組み、完成

に至ったものです。後書きに書かれた教育委員長の榎本勝太郎氏の思いは胸に迫るものがあります。編集委員長の榎本勝太郎氏をはじめ、15名の委員の方と、執筆者赤井安夫氏ほか6名、写真撮影者2名の方々が大変苦勞をされて編集がされてきています。

発刊から約半世紀が過ぎようとしている今、岩出市としての歩みも進む中で、岩出市としての歩み、歴史を残す岩出市誌の発行を考える時期が来ているのではないかと考えます。まず最初に自治体としての歩み、記録としての岩出市誌に対する考え方をお聞きします。

2点目は、岩出町誌を発行してくる中では、調査や資料収集をはじめ、時間的にも多年を要してきたとの記述もあります。自治体として後世に残す貴重な資料が必要と考えます。教育長の部屋にも、この間の岩出市ができるまでの山崎村や岩出村をはじめとした自治体としての経緯を含めた関連書籍が、ガラス張りロッカーに置かれてあるのではないのでしょうか。あと何十年後というのではなく、今からその対応が求められているのではないのでしょうか。実質的には、教育委員会の関係する部署が、発刊していく上では大半を担うものだと考えます。教育委員会としての今後の取組と考えをお聞きをしたいと思います。

3点目は、長期総合計画において、このような自治体としての歩み、記録を後世に残していくという岩出市誌という面では、どのような考え方、位置づけを持っているのか。そもそも第3次の計画の中に、このような岩出市誌発刊という認識そのものがあるのかどうか、市の見解を最後にお聞きしたいと思います。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員、ご質問の3番目、岩出市誌発行についての1点目と3点目について、一括してお答えをいたします。

市では昭和51年に岩出町誌発行後、機会があるごとに記念誌を発行するとともに、平成18年には記念誌岩出50年の思い出を発行しています。議員が言われるように、発行以来、岩出市は大きく変わってきており、追加するにふさわしい歴史や出来事も数多くなってきました。

現在、第3次岩出市長期総合計画では、岩出市誌発行計画についての構想はありませんが、地域の歴史や継承が難しくなっている現状もあり、今後検討してまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、教育長から答弁させます。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 2点目にお答えいたします。

ただいま市長から、第3次岩出市長期総合計画では、岩出市誌発行についての構想はないが、今後検討していくと答弁されましたように、教育委員会におきまして現時点では具体的な計画はございませんので、今後検討していくこととなります。

自治体史等の発行事業に当たりましては、まず必要なことは基本方針、それから基本目標を策定することです。基本方針として定めることとしましては、まずは発行する目標年度を定め、目標年度から逆算しての編さん作業に必要な年数を定めるということがございます。その上で必要なこととしまして、まず事業の内容ですけれども、市誌編さんに必要な各種調査及び資料の収集、整理、保存、執筆及び校正等をどうするかというのを定めておく必要がございます。

次に、組織また体制であります。これについては様々な考え方があり、例えば他市を参考にしますと、市長の諮問に応じて市誌の編さんに関する基本的な事項について審議するとともに、現行内容の確認等を行う組織として、市誌編さん委員会の設置と、委員としての人材の確保、それから資料の収集や原稿を執筆していただく市誌編さん専門員の確保、必要に応じて編さん委員会や専門員からの問合せ等に対して助言をいただくものとしての有識者の確保、次に市誌の構成ですが、例えば岩出町誌の構成を引き継いだものを作成するのか、または全く新しい構成にするのかなどの議論も必要となります。また事務局は、市誌編さんの庶務を担当するとともに、市役所内外の各種団体・組織及び個人と調整を図り、協力・連携を図ることも必要となります。

以上のように、基本的な方針と目標を定めることにおいても、慎重な進め方が必要となります。なお、発行のタイミングについては、市制施行何周年という周年記念事業の一環として発行することが通例であると考えてございます。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今教育長も言われたんですが、何周年記念ということが多いんだというように言われていました。岩出町誌自身の発行も、合併の20周年記念という形の中で行われてきたということなんかも記述されています。

岩出市にとって何周年記念っていうのかな、それにするのは市としての考え方もあると思うんだけど、いずれにしてもこういった市誌というのは、かなりやっぱり長期的なスパンで、かなり時間なんかも要するのかなというふうに思うん

です。一日も早い方向がいいのかなというふうに思うんですが、発行されることを想定してお聞きするんですが、こういった市誌が出た場合に、前のその岩出町誌についてはかなりごつい冊子だったので、全ての、多分、市民みたいなどころには配られてはないとは思うんですが、基本的にはちょっとどうなったんかっていうのは、僕も配られたんかも分からないんやけれども、もう今となったらちょっと分からないのですけれども、将来的にこういったその岩出市誌がつけられたときに、岩出市の全世帯を対象にして配っていくという方向なのか、特定の場所といったところに置いていくというような考え方なのか、この点の、今どうなるかは将来的な問題なのでお答えしにくいかなとは思ったり、基本的な考え方だけちょっとお聞きをしておきたいなというふうに思うんです。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 増田議員の再質問にお答えいたします。

岩出町誌については、古いのでどういうふうに配ったか分かりませんが、一応全戸配布しているということで聞いております。今後もその辺を踏まえて、配布等を検討してまいりたいと思います。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

通告6番目、4番、田中宏幸議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

田中宏幸議員。

○田中議員 こんにちは。皆さん、お疲れのところ、あともう少しお付き合い、よろしく願いいたします。

4番、田中宏幸です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず最初に、新設道路金屋荊本線についてお聞きします。

市内には東西南北と幹線道路があり、そしてまた既存の狭い市道を含めてたくさんありますが、今、総合体育館の少し北の荊本から山崎地区の金屋方面に新しく道路が計画され、工事が始まっています。この新設道路は、市内の中心部を東西に通る道路で、この新道ができることによって車や人の流れも変わり、渋滞の緩和や災

害時や緊急時の車両通行の利便性を考えると、大変ありがたいことだと思っております。それではこの新設道路について、最初になぜこの道路を計画されたのかお聞きいたします。

2点目に、進捗状況と今後の計画についてお聞きします。

3点目に、最終地点の金屋で県道と交わるところがどのようになるのか、お教えてください。

4点目として、新設道路から各地域への道路整備がされると聞いておりますが、その計画はあるのかお教えてください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 田中議員ご質問の1番目、新設道路の金屋荊本線についての1点目。なぜ新しい道路計画をされたのかについてをお答えいたします。

岩出市における道路整備の現状といたしましては、京奈自動車道路の県内全線開通、新岩出橋を含む県道泉佐野岩出線の完全4車線化、市道では市道安上中島線、市道根来安上線等の開通により、市内の幹線道路がおおむね完了しています。

しかし地区単位、大字単位、それらをつなぐ道路につきましては、まだまだ整備を必要とする箇所が点在しております。その中でも金屋、曾屋、畑毛及び荊本地区では一団地の農地が広がっており、その農地を取り囲むように集落が並び、接続する道路は狭隘であることから、その土地の利用は将来、限定的なものになっています。

これらの状況を鑑み、新設道路による土地の有効活用の選択肢が格段に広がること、沿線地域の活性化も見込まれることから、将来を見据えたこの地区での新しい道路整備が必要であると考えます。また近い将来高い確率で発生すると言われていた南海トラフを震源とする大規模地震などの震災が懸念される中、防災を視野に入れた生活道路完了化事業として、新たに災害時の安全・安心と緊急時の緊急車両通行の確保及び日常生活における利便性向上や山崎小学校、岩出中学校への安全な通学路の確保を図るため、県道小豆島岩出線と市道安上中島線との交差点を起点として、総合体育館駐車場北側で県道泉佐野岩出線に接続する全体延長1,680メートル、車道を含み2メートル750の2車線道路と、両側に2メートル500の歩道の設置をする新設道路として、平成29年に市道金屋荊本線を計画いたしました。

なお、2点目から4点目へのご質問については、事業部長から答弁させます。

○福山議長 事業部長。

○田村事業部長 田中議員ご質問の2点目、進捗状況と今後の計画は、についてお答えいたします。

まず進捗状況についてですが、県道小豆島岩出線と市道金屋1号線との交差点から、県道泉佐野岩出線までの区間、1,280メートルの詳細設計が完了、同交差点から市道曾屋畑毛線までの区間延長で約50%の用地取得が完了しています。

工事につきましては、令和3年度より同交差点から市道根来畑毛線までの間、約280メートル及び市道曾屋畑毛線から西側約160メートルの、合計約440メートルの区間において、擁壁、水路等の道路改良工事に着手しており、令和3年度内に完了する予定でございます。

次に、今後の計画についてですが、令和4年度においては道路工事の完了した県道小豆島岩出線から、市道根来畑毛線までの区間、約280メートルにおいて、舗装工事や安全対策工事等を実施し、工事完了後は先行して供用を開始する計画としています。また、荊本地区の用地取得に着手するとともに、市道根来畑毛線から東側220メートルの間の道路改良工事を実施する計画としています。

なお、全線の供用につきましては、令和12年度を予定していますが、本事業は市の重点事業として位置づけていることから、今後も積極的に交付金の要望活動を行い、事業の前倒しによる早期の完成を図ってまいります。また、事業の進捗に合わせた段階的な供用を行ってまいりたいと考えています。

次に3点目、金屋の県道との接続についてお答えいたします。

市道金屋荊本線は、市道金屋1号線と交差する西側で、県道小豆島岩出線に沿って接続し、県道は現道を拡幅する計画となっており、先行して整備を進めている交差点から東側の新設道路の事業進捗に合わせて供用開始させるため、市道金屋1号線との交差点で県道小豆島岩出線に取り付け、丁字交差点を設置する計画としています。

次に4点目、新設道路から各地域への道路整備の計画は、についてお答えいたします。

新設道路区間の市道金屋荊本線につきましては、南北に通る市道7路線と交差します。そのうち金屋地区内の市道金屋1号線、曾屋地区や畑毛地区につながる市道根来畑毛線の2路線につきましては、現況道路幅が3メートル程度と狭隘であるため、交差点設置に合わせて市道金屋1号線は道路幅6メートル50に、市道根来畑毛線は道路幅5メートルに拡幅を行います。

また市道曾屋畑毛線ほか4路線につきましては、それぞれ現況道路幅が4メー

ル以上あることから、交差点設置による取付部分についてのみ改良を行う計画として  
ています。

なお、市道金屋1号線、市道根来畑毛線の曾屋地区につながる支線につきまして  
は、令和4年度において整備を完了し、供用開始する計画としています。また、令  
和4年度で新たに畑毛地区の支線整備にも着手してまいります。

○福山議長 再質問を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 2点ほど再質問させていただきます。

この新設道路が完成するまでは、岩出中学校へ通う多くの生徒は、県道小豆島岩  
出線または市道中黒荊本線を通っています。市道中黒荊本線という道は旧道で、幅  
員が3メートルないぐらいの狭い道路なので、車が通ると擦れ違いができない道路  
であります。

また、県道小豆島岩出線を通う生徒もたくさんいますが、歩道のある県道ではな  
く、通勤と通学の重なる時間帯は大変危険な道路です。山崎小学校へ通う畑毛金屋  
地域の児童も同じです。岩出中学校が開校して以来80年近く、この前の入学式の案  
内で78回と書いてたので、77年と思いますが、それぐらいの期間と、あとまた山崎  
小学校においては100年以上も、畑毛金屋地域の児童たちは同じ通学路を通ってき  
ております。

市長の答弁の中で、生活道路環状化事業として新たに災害時、緊急時の緊急車両  
通行の確保、また日常生活の利便性向上や山崎小学校、岩出中学校の安全な通学路  
の確保を図るため、車道幅員2.75メートルの2車線道路と、両側2.5メートルの歩  
道を設置する道路を計画したと言っておられました。

この新設道路ができることによって、小中学校へ通う生徒たちも従来の道路とは  
違い、安全で安心して通える通学路になると思います。また、日常生活の利便性も  
よくなると思います。

ただいま答弁をいただきましたが、新設道路の区間で曾屋地区、畑毛地区以外で  
新たな支線の計画はあるんですか、お聞きします。

それと新設交差点に信号は設置されないのか、お聞きいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問についてお答えいたします。

新たな支線の計画についてですが、支線7路線はほぼ等間隔にあることから、新

たな支線の計画は、現在のところございません。

また、新設交差点への信号機の設置についてですが、和歌山県警交通規制課との協議により、現時点では交通量が多い県道小豆島岩出線、国道24号へとつながる市道荊本西野1号線及び県道泉佐野岩出線との交差点3か所に設置する予定です。

○福山議長 再々質問を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 1点だけお聞きします。

先ほどの答弁で、全線供用につきましては「令和12年度を予定しています」と言っておられましたが、何分にも危険な道なので、もう少し早く建設していただけないのかお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再々質問についてお答えいたします。

もっと早く完成できないのかというご質問につきましては、金屋荊本線は多額の事業費を要することから、今議会に上程しました前倒し補正も含めまして、先ほどご答弁いたしましたとおり、今後も積極的に交付金の要望活動を行い、事業の前倒しによる早期の完成を図ってまいりたいと考えています。

○福山議長 これで田中宏幸議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

田中宏幸議員。

○田中議員 次に、災害時の対応について質問させていただきます。

最近大変な異常気象で、想定以上の集中豪雨や猛烈な台風が発生しております。

私たちの住んでいる町においても、いつ大災害が発生してもおかしくない状況でございます。

全国各地域での災害の教訓を生かして、国・県・市町村それぞれの立場で災害に備えなければなりません。災害が発生したときに支援を必要とする高齢者や障がい者、そして妊産婦、乳幼児連れの女性など、多くの方々が長期にわたって避難所生活を強いられることも予想されています。いかに良好な環境で避難所を提供するかが課題となります。

災害時に避難所を設置する主体は市町村ですが、実際に発生した災害の大きさによって違いはあると思いますが、大規模災害が発生したときに職員や消防団員らは、人命救助活動に注力せざるを得ません。地域の避難所の開設や運営まで、十分な手

が回らないことが予想されます。そのためできる限り公助に頼らず、自助・共助による地域の自主防災組織が中心となり、避難所の開設や運営が行える体制づくりが必要と言えます。

市長の施政方針の中でも、防災対策について災害発生時に迅速な防災活動を行う初動体制の確立と、住民の自助・共助の意識高揚を図るため、防災機能を備えた交通公園を拠点に、地域防災訓練の実施を計画していると言っておられました。

最初に、自主防災組織の活動はどういった内容なのか、それからまた防災組織数をお聞きいたします。

2点目として、災害時に自主防災組織がどのような行動を取るのか、また災害に備えた行動マニュアルは作成されているのか。

3点目として、風水害・地震の際に発生するがれきなど、災害廃棄物をスムーズに処理することは、住民の健康への配慮や安全の確保、また衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であります。そして地域が早く復旧するためにも大変重要であります。災害廃棄物の置場所、仮置場ですが、確保はできているのかお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 田中議員2番目のご質問、災害時の対応についての1点目と2点目を、一括してお答えします。

自主防災組織は、区自治会を母体として結成していただいております。団体数は、平成15年度の制度開始当初は2団体、平成17年度に4団体、平成18年度には10団体と年々増加し、現在65団体となりました。

大規模災害発生時、逃げ遅れる人を出さない初動体制の確立を、市の地域防災活動の最重要課題と捉えており、災害発生直後、避難行動要支援者をはじめ、全ての人が慌てず迅速に行動できるよう、地域の実情に合わせて消防団、消防組合、警察等の関係機関、自主防災組織及び要支援者の日頃の状況を把握しているケアマネジャーや相談支援専門員及び民生委員児童委員と連携し、地域防災訓練等を実施してまいります。

災害が中長期化した場合、自主防災組織には避難所運営を指導するなど、地域防災の要となっただきます。また、自治会を母体とする特性を生かし、地域の避難行動要支援者の把握など、状況に応じた活動が期待されています。

災害時の行動マニュアルについては、各自主防災組織において、防災活動に必要な

な事項を定めた計画を策定いただいております。また避難所の開設や運営に関しては、市の避難所運営マニュアルや避難施設ごとの避難所開設初動マニュアルを策定するとともに、資機材や文房具などの避難所開設に必要な、避難所開設スターターキットを設置しております。

避難所の開設については、マニュアルに基づき職員を対象に訓練を実施しておりますが、今後地域防災訓練等において、自主防災組織などを対象に、訓練の実施を検討しております。

また、迅速に避難所を開設するため、各避難施設等に地震の揺れを感知し、自動的に開錠する感震キーボックスを設置し、避難所開設に必要な鍵等を保管しております。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 田中議員ご質問の3点目、災害廃棄物の対策仮置場の確保は、についてお答えします。

大規模地震や風水害などの災害が発生した場合、災害廃棄物の仮置場をできるだけ早く設置し、安全で迅速な対応ができるよう、令和4年2月に、災害廃棄物処理計画を策定しております。本計画において仮置場は、公共用地等で保管スペースが確保できる土地を活用することを基本的な考え方としておりますが、実際に発生した災害の種類や規模、地域などにより、対応は様々であります。

まずは災害により被災した地域において、一時的に集積できる場所の確保を行い、次に粗選別を行うための仮置場を迅速に設置できるよう、候補地の確保に取り組んでまいります。

○福山議長 再質問を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 2点ほど再質問させていただきます。

災害が発生したときに、自分の家は自分で守るんだと考えられている方がたくさんおられます。やはり災害が発生したときは、近所同士の助け合いが重要になってくることから、各地域での自主防災組織は必要であると考えます。市民の方々は、この自主防災組織の重要性、大事であるということをあまり理解されていない方がたくさんおられると思います。

答弁にもありましたが、防災組織は地域住民の安否確認や避難所誘導、災害が長期化した場合の避難所の運営など、地域防災の要となります。今現在、自主防災組織は65団体とのことなので、まだまだ増やしていかなければならないと考えます。

自主防災組織の活性化、そして新規結成推進に向けた今後の対応は考えているのか。それと、各避難所、避難施設ごとに避難所開設初動マニュアルの内容についてお聞きします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 田中議員の再質問にお答えします。

自主防災組織の活動に対しては、地域における訓練等の自主防災活動に係る補助制度を設けているほか、市職員による防災講座や那賀消防組合による訓練指導などを実施しています。

結成促進についても、新たに設立した自治会が自主防災組織を結成した場合、資機材購入補助や結成に係る相談、地域での説明会の実施等、ハード・ソフトの両面から新規結成をサポートしています。引き続き活動の活性化、結成促進に向け周知啓発を実施してまいります。

また、避難所開設初動マニュアルは、各避難施設の管理者や開設担当者が、安全かつ迅速に避難所への受入れを行うために作成しております。内容としては、避難施設ごとの開錠箇所や備蓄物資の保管場所等のほか、避難者の居住スペースなど、各施設の使用想定を記載しており、支援を必要とする方に配慮した避難所開設・運営に役立つものとなっております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、田中宏幸議員の2番目の質問を終わります。

以上で、田中宏幸議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、令和4年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(14時33分)

